

## 新(委員長承認)

## 3 候補地検討委員会

## (1) 設置目的

一般廃棄物処理施設の建設用地の選定においては、施設の配置や廃棄物の処理に係る環境への影響、土地の法律上・開発上の規制、地域の状況等について、専門的な知見からの検討、評価や、候補地選定過程の透明性、客観性の確保が重要である。そのため、学識経験者、市民等で構成する候補地検討委員会を設置する。

## (2) 所掌事務

候補地検討委員会は、次に掲げる事項を所掌とする。

- ・ 候補地の選定に係る評価基準に関すること。
- ・ 候補地の検討に関すること。

## (3) 委員構成

- ・ 学識経験を有する者（3名程度）
- ・ 萩市、長門市から推薦された、生活環境分野に識見を有する市民（各市2名 計4名）
- ・ 関係行政機関の職員（萩市、長門市の担当部長 計2名）
- ・ その他管理者が必要と認めるもの（臨時委員/必要に応じて）

## (4) 開催スケジュール

候補地の検討・評価は、施設構想の検討と連携して行うものとし、候補地検討委員会の開催は、適宜行うものとする。

会議	開催日	会議の内容
第1回	R7. 5.19	候補地検討方針の説明
第2回以降	R7. 6以降	先進施設の視察 施設配置モデルの報告 候補地評価基準の決定 候補地の抽出結果 候補地の調査結果 候補地の評価

## 旧(第1回委員会)

## 3 候補地検討委員会

## (1) 設置目的

一般廃棄物処理施設の建設用地の選定においては、施設の配置や廃棄物の処理に係る環境への影響、土地の法律上・開発上の規制、地域の状況等について、専門的な知見からの検討、評価や、候補地選定過程の透明性、客観性の確保が重要である。そのため、学識経験者、市民等で構成する候補地検討委員会を設置する。

## (2) 所掌事務

候補地検討委員会は、次に掲げる事項を所掌とする。

- ・ 候補地の選定に係る評価基準に関すること。
- ・ 候補地の検討に関すること。

## (3) 委員構成

- ・ 学識経験を有する者（3名程度）
- ・ 萩市、長門市から推薦された、生活環境分野に識見を有する市民（各市2名 計4名）
- ・ 関係行政機関の職員（萩市、長門市の担当部長 計2名）
- ・ その他管理者が必要と認めるもの（臨時委員/必要に応じて）

## (4) 開催スケジュール

候補地の検討・評価は、施設構想の検討と連携して行うものとし、候補地検討委員会の開催は、適宜行うものとする。

会議	開催日	会議の内容
第1回	R7. 5.19	候補地検討方針の説明
第2回以降	R7. 6以降	先進施設の視察 施設配置モデルの報告 候補地の抽出結果 候補地の調査結果 候補地評価基準の決定 候補地の評価

4 萩・長門清掃一部事務組合圏域の概要

(1) 位置・面積・人口

萩・長門清掃一部事務組合圏域(以下「組合圏域」という。)は、山口県の北西部に位置しており、その範囲は南北に50km程度、東西に70km程度である。

組合圏域の面積は1,055.62km<sup>2</sup>、人口は71,047人であり、萩市と長門市の構成比率は図表1-1に示すとおりである。

◆図表1-1 組合圏域の人口と面積

	萩市	長門市	合計
人口(人)	41,078	29,969	71,047
構成比	57.8%	42.2%	100.0%
面積(km <sup>2</sup> )	698.31	357.31	1,055.62
構成比	66.2%	33.8%	100.0%

資料  
人口:萩市・長門市住民基本台帳人口(2023.3.31)  
面積:「令和7年全国都府県市区町村別面積調査1月1日時点」国土交通省国土院

(2) 地形・河川

組合圏域は、北長門海岸国定公園に指定されている日本海に面しており、海岸は浸食された岩と白い砂浜が出入りしている。

南側は、中国山地から日本海に向かう傾斜地で、行政界付近に標高500~700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、河口付近に見られ、大半を山地が占めている。

主な河川は、萩市の阿武川、大井川、田万川、長門市の深川川、掛瀬川等があり、治水や農業用(特定灌漑用水)等を目的としたダムが設置されている。

◆図表1-2 組合圏域のダム設置目的

	治水	正常流量の確保	発電	水道用水	特定灌漑用水
阿武川ダム				●	●
大井川ダム	●	●			
有宗ダム					●
狩音ダム					●
畑ダム					●
大河内川ダム	●	●		●	
湯免ダム	●	●		●	
阿武川ダム	●	●	●		
佐々並川ダム			●		
山の口ダム				●	●

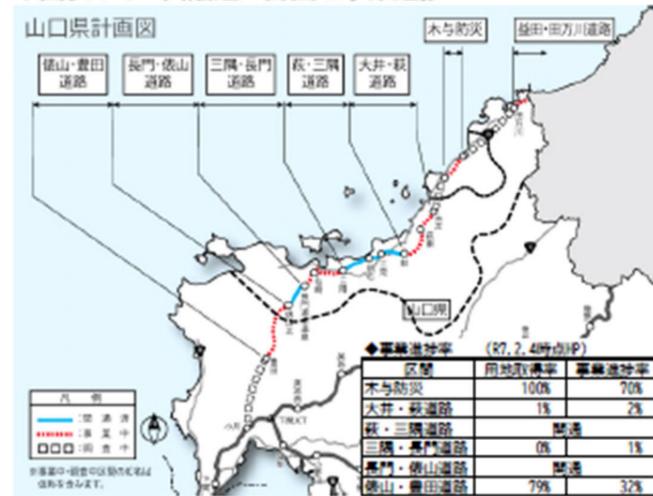
(資料:「山口県のダム一覧表」山口県河川課)

(3) 道路交通網

組合圏域の道路交通網は、圏域を縦断する国道191号が沿岸に通じ、山間地域へ国道315号、262号、490号、316号、491号が、さらに、これらを補完する県道が通じている。

組合圏域の特長として、広域交通網の山陰道があげられ、一部、萩・三隅道路や長門・俵山道路が供用開始し、その他の区間も事業が進められている。

◆図表1-3 山陰道の計画と事業進捗



4 萩・長門清掃一部事務組合圏域の概要

(1) 位置・面積・人口

萩・長門清掃一部事務組合圏域(以下「組合圏域」という。)は、山口県の北西部に位置しており、その範囲は南北に50km程度、東西に70km程度である。

組合圏域の面積は1,055.62km<sup>2</sup>、人口は71,047人であり、萩市と長門市の構成比率は図表1-1に示すとおりである。

◆図表1-1 組合圏域の人口と面積

	萩市	長門市	合計
人口(人)	41,078	29,969	71,047
構成比	57.8%	42.2%	100.0%
面積(km <sup>2</sup> )	698.31	357.31	1,055.62
構成比	66.2%	33.8%	100.0%

資料  
人口:萩市・長門市住民基本台帳人口(2023.3.31)  
面積:「令和7年全国都府県市区町村別面積調査1月1日時点」国土交通省国土院

(2) 地形・河川

組合圏域は、北長門海岸国定公園に指定されている日本海に面しており、海岸は浸食された岩と白い砂浜が出入りしている。

南側は、中国山地から日本海に向かう傾斜地で、行政界付近に標高500~700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、河口付近に見られ、大半を山地が占めている。

主な河川は、萩市の阿武川、大井川、田万川、長門市の深川川、掛瀬川等があり、治水や農業用(特定灌漑用水)等を目的としたダムが設置されている。

◆図表1-2 組合圏域のダム設置目的

	治水	正常流量の確保	発電	水道用水	特定灌漑用水
阿武川ダム				●	●
大井川ダム	●	●			
有宗ダム					●
狩音ダム					●
畑ダム					●
大河内川ダム	●	●		●	
湯免ダム	●	●		●	
阿武川ダム	●	●	●		
佐々並川ダム			●		
山の口ダム				●	●

(資料:「山口県のダム一覧表」山口県河川課)

(3) 道路交通網

組合圏域の道路交通網は、圏域を縦断する国道191号が沿岸に通じ、山間地域へ国道315号、262号、490号、316号、491号が、さらに、これらを補完する県道が通じている。

組合圏域の特長として、広域交通網の山陰道があげられ、一部、萩・三隅道路や俵山・豊田道路が供用開始し、その他の区間も事業が進められている。

◆図表1-3 山陰道の計画と事業進捗



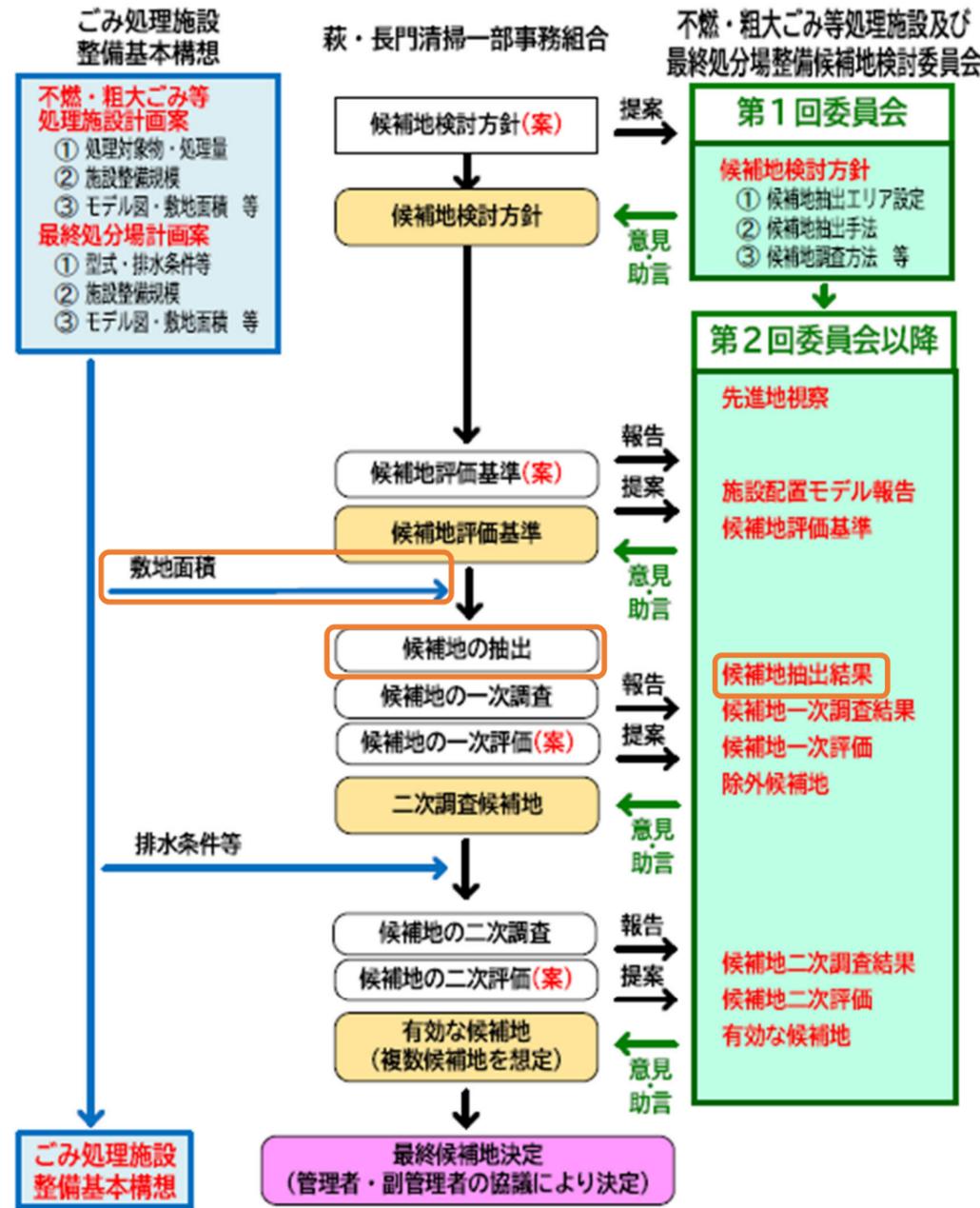
第3章 候補地検討フロー

候補地の検討は、候補地検討方針、候補地評価基準を策定したうえで、策定作業中である基本構想と連携し、施設整備に必要な敷地面積を有し、地形条件に合致する候補地の抽出を行うものとする。

その後、候補地検討委員会において一次評価案、二次評価案について、意見・助言を受け、評価項目を総合的に比較検討し、有効な候補地(複数候補地)の絞り込みを行うものとする。

なお、候補地の最終決定については、検討委員会での比較検討内容、住民意見を考慮し、管理者(萩市長)・副管理者(長門市長)の協議により決定する。

◆図表 3-1 候補地検討フロー



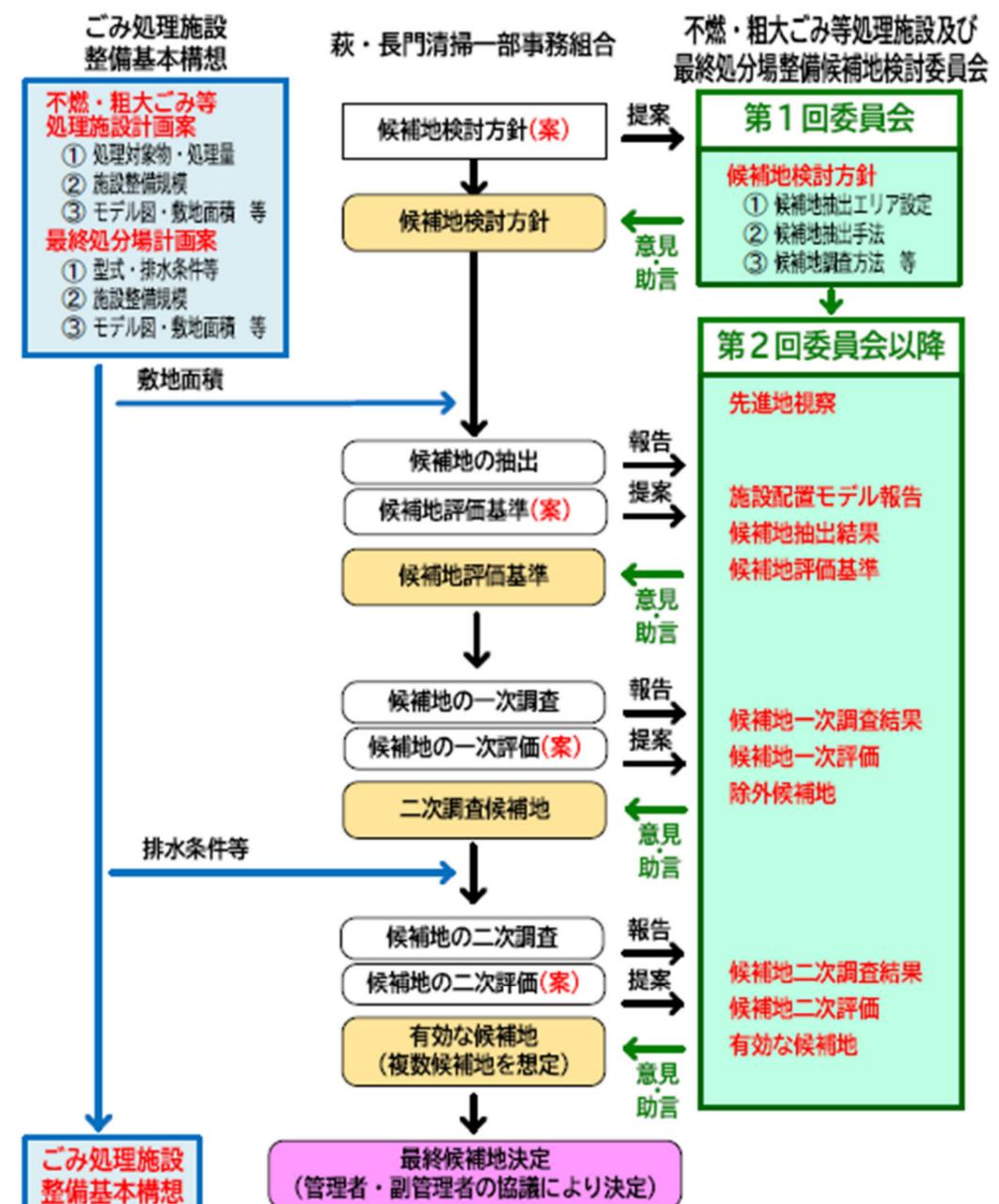
第3章 候補地検討フロー

候補地の検討は、策定作業中である基本構想と連携し、施設整備に必要な敷地面積を有し、地形条件に合致する候補地の抽出を行うものとする。

その後、候補地検討委員会において抽出候補地の評価基準案、一次評価案、二次評価案について、意見・助言を受け、評価項目を総合的に比較検討し、有効な候補地(複数候補地)の絞り込みを行うものとする。

なお、候補地の最終決定については、検討委員会での比較検討内容、住民意見を考慮し、管理者(萩市長)・副管理者(長門市長)の協議により決定する。

◆図表 3-1 候補地検討フロー



## 第4章 候補地検討手法

## 1 候補地の抽出エリア

候補地の抽出は前項に示す条件を基に、萩市、長門市の行政区域のうち海面を除く全域から行う。ただし、建築基準法に基づく建築等の制限や、防災面や環境保全面において、施設立地が困難である場合も想定される。

以上を踏まえ、候補地を抽出する区域として適さない地域を設定し、これを除いた候補地抽出エリアを設定するものとする。

## (1) 施設の立地に適さない地域

不燃・粗大ごみ等処理施設や最終処分場の施設の立地が適さない地域として、法規制を受けている地域や物理的制約条件のある地域があげられる。それぞれ、以下にその概要を示す。

## ① 法的規制を受けている地域

都市計画法や森林法など、土地の開発行為を規制する法律のうち、**施設の立地自体ができない地域**（例：都市計画法に基づく住居専用地域にはごみ処理施設は許可されない）や、さらに景観に配慮が必要な区域など、**開発行為自体が厳しく規制されている地域**については、**本計画施設の立地に適さない地域として位置づける。**(図表 4-1 に示す A ランクの規制)

## ② 物理的制約条件のある地域

物理的制約条件については、断層の直上などの地質条件、水道水源等のインフラ、埋蔵文化財等の撤去・移設のできない構造物があげられる。

このうち、断層の直上については、第2項において示す。また地形条件については、具体的な抽出時において配慮する。

ここでは、物理的制約条件のある地域として、水道水源のエリアを挙げる。具体的には、水道水源に近接する地域及び直上流域は、最終処分場の立地に適さない地域として位置づける。

## ※海面(島嶼部を含む)を抽出エリアから除外する理由

萩市、長門市の海岸は、島嶼部も含めて大半が自然公園地域に指定されている。加えて、海面(公有水面)を利用する場合は、国(山口県知事に法定受託)の埋立許可が必要であり、上記①法的規制(Aランク)に相当する。そのため、海面は、抽出エリアから除外する。

## 第4章 候補地検討手法

## 1 候補地の抽出エリア

候補地の抽出は前項に示す条件を基に、萩市、長門市の行政区域のうち海面を除く全域から行う。ただし、建築基準法に基づく建築等の制限や、防災面や環境保全面において、施設立地が困難である場合も想定される。

以上を踏まえ、候補地を抽出する区域として適さない地域を設定し、これを除いた候補地抽出エリアを設定するものとする。

## (1) 施設の立地に適さない地域

不燃・粗大ごみ等処理施設や最終処分場の施設の立地が適さない地域として、法規制を受けている地域や物理的制約条件のある地域があげられる。それぞれ、以下にその概要を示す。

## ① 法的規制を受けている地域

都市計画法や森林法など、土地の開発行為を規制する法律のうち、**施設の立地自体ができない地域**（例：都市計画法に基づく住居専用地域にはごみ処理施設は許可されない）や、さらに景観に配慮が必要な区域など、**開発行為自体が厳しく規制されている地域**については、**本計画施設の立地に適さない地域として位置づける。**(図表 4-1 に示す A ランクの規制)

## ② 物理的制約条件のある地域

物理的制約条件については、断層の直上などの地質条件、水道水源等のインフラ、埋蔵文化財等の撤去・移設のできない構造物があげられる。

このうち、断層の直上については、第2項において示す。また地形条件については、具体的な抽出時において配慮する。

ここでは、物理的制約条件のある地域として、水道水源のエリアを挙げる。具体的には、水道水源に近接する地域及び直上流域は、最終処分場の立地に適さない地域として位置づける。

◆図表 4-1 土地利用上の法規制分類

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用計画面	都市区域	住居系地域	都市計画法・建築基準法	A
		商業系地域		A
		工業系地域		C
		市街化調整区域		C
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	A
		伝統的建造物群保存地区		A
		重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	A
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	C
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農用地) C(その他)
	森林地域	国有林	森林法	A
		民有林		B
		保安林		A
	自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法
都道府県立公園				B
都市公園			都市公園法	B
自然環境保全地区		緑地保全地区	都市緑地法	C
		鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C
		保存樹及び保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	A
		重点景観計画区域	景観法	A(重点) C(一般)
防災面	河川区域	河川法	B	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	B	
	砂防指定地区	砂防法	B	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B	
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	C	
	土砂災害特別警戒区域		B	
	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	B	

- ・Aランク 国の許可を要するもの。立地自体ができないもの。重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの。
- ・Bランク 開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。
- ・Cランク 開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

※ 法規制によるランクは、施設立地に適さない地域の設定において参考とするため、立地困難性の規制をAランクとして表記している。また、本計画にあわせて都市区域の表現を一部変更している。

(資料：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」(社)全国都市清掃会議 一部修正)

◆図表 4-1 土地利用上の法規制分類

大区分	地域区分	用地区分	法律名	ランク
土地利用計画面	都市区域	住居系地域	都市計画法・建築基準法	A
		商業系地域		A
		工業系地域		C
		市街化調整区域		C
		史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	A
		伝統的建造物群保存地区		A
		重点地域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	A
	農業地域	農地・採草放牧地	農地法	C
		農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	B(農用地) C(その他)
	森林地域	国有林	森林法	A
		民有林		B
		保安林		A
	自然環境保全	自然公園地域	国立及び国定公園	自然公園法
都道府県立公園				B
都市公園			都市公園法	B
自然環境保全地区		緑地保全地区	都市緑地法	C
		鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C
		保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	A
		景観計画区域	景観法	A(重点) C(一般)
防災面	河川区域	河川法	B	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	B	
	砂防指定地区	砂防法	B	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B	
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	C	
	土砂災害特別警戒区域		B	
	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	B	

- ・Aランク 国の許可を要するもの。立地自体ができないもの。重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難なもの。
- ・Bランク 開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの。
- ・Cランク 開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

※ 法規制によるランクは、施設立地に適さない地域の設定において参考とするため、立地困難性の規制をAランクとして表記している。また、本計画にあわせて都市区域の表現を一部変更している。

(資料：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」(社)全国都市清掃会議 一部修正)

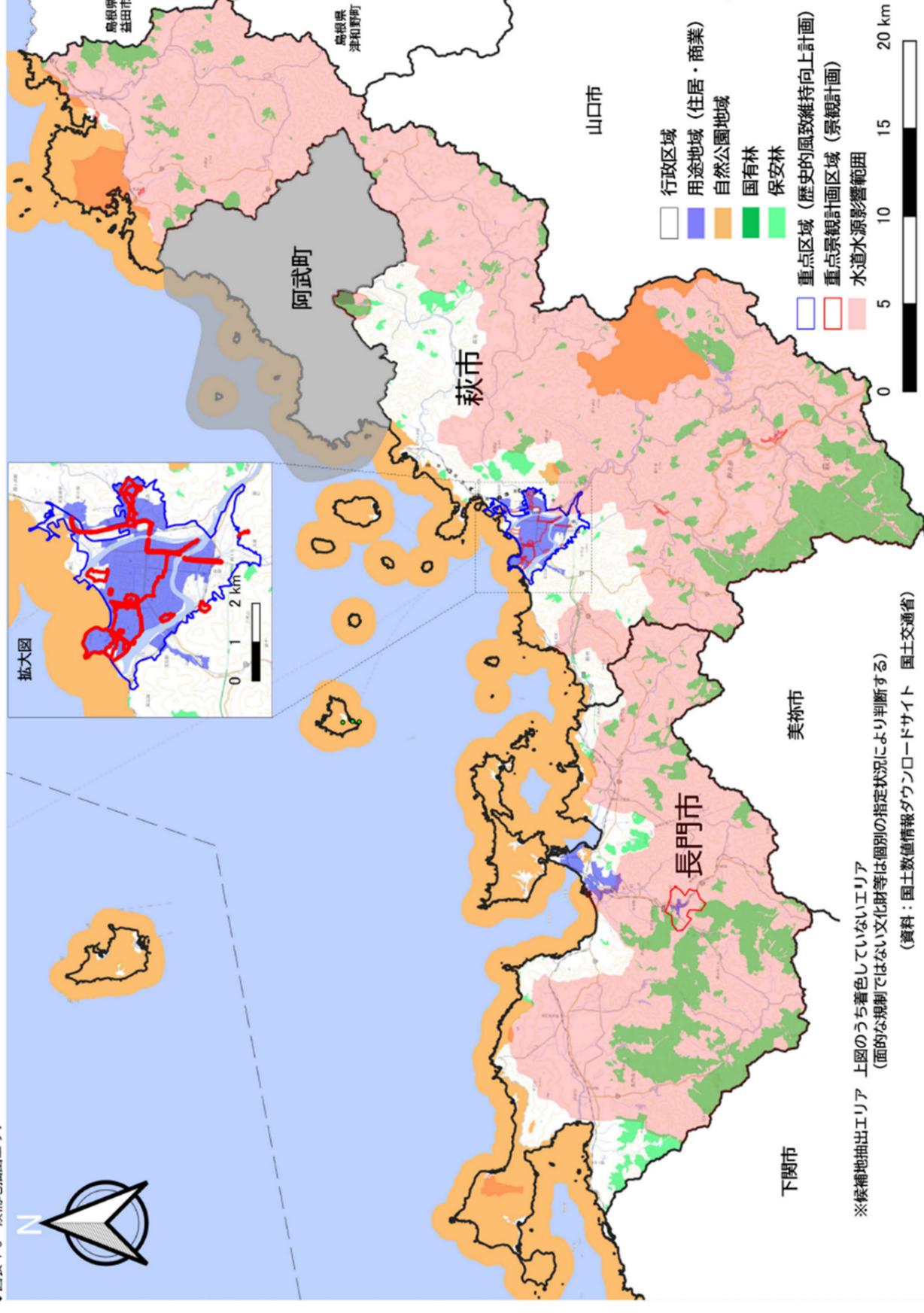
◆図表 4-2 計画施設の立地に適さない地域

地域等	計画施設の立地に適さない地域とした理由	根拠法律等
市街化区域 (工業地域, 準工業地域及び工業専用地域を除く)	住居地域等は、直接生活を行う場である。用途地域は、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められており、特に、本施設の立地に関しては、周囲に与える影響が大きい。 工業関連の地域以外の地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	都市計画法
指定文化財等	文化財は、わが国の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして保存・保護されている。 既知の指定地は、計画施設の立地に適さない地域とする。	文化財保護法
重点区域	萩市では地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定(国の認定)し、「重点区域」を定めて歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を重点的かつ効果的に推進している。 歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく重点区域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
保安林地域 (国有林を含む)	森林関連の法令では、水源涵養や土砂流出防備の目的で保安林地域が定められている。候補地が指定地域である場合、代替施設の設置により指定地域を解除可能であるが、防災面等から地域住民の理解が得られにくい。 保安林地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	森林法
自然公園	自然公園地域は、優れた自然の風景地を保護することを目的として指定される地域である。 自然公園は、計画施設の立地に適さない地域とする。	自然公園法
保存樹及び保存樹林	萩市、長門市では、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき条例を制定して保存樹及び保存樹林を指定し、良好な自然環境を維持するために保存している。 既知の保存樹及び保存樹林のある土地は計画施設の立地に適さない地域とする。	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
重点景観計画区域	萩市、長門市では、景観法に基づく景観計画を策定している。景観計画区域のうち、優れた景観を形成すべき地域は、重点的に景観誘導を図るため、「重点景観計画区域」に定めている。 景観法に基づく重点景観計画区域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	景観法
水道水源	上水道等は、住民の日常生活になくてはならないインフラであり、その水源は常に保全されることが求められる。 水道水源の付近、上流側は、最終処分場の立地に適さない地域とする。	-

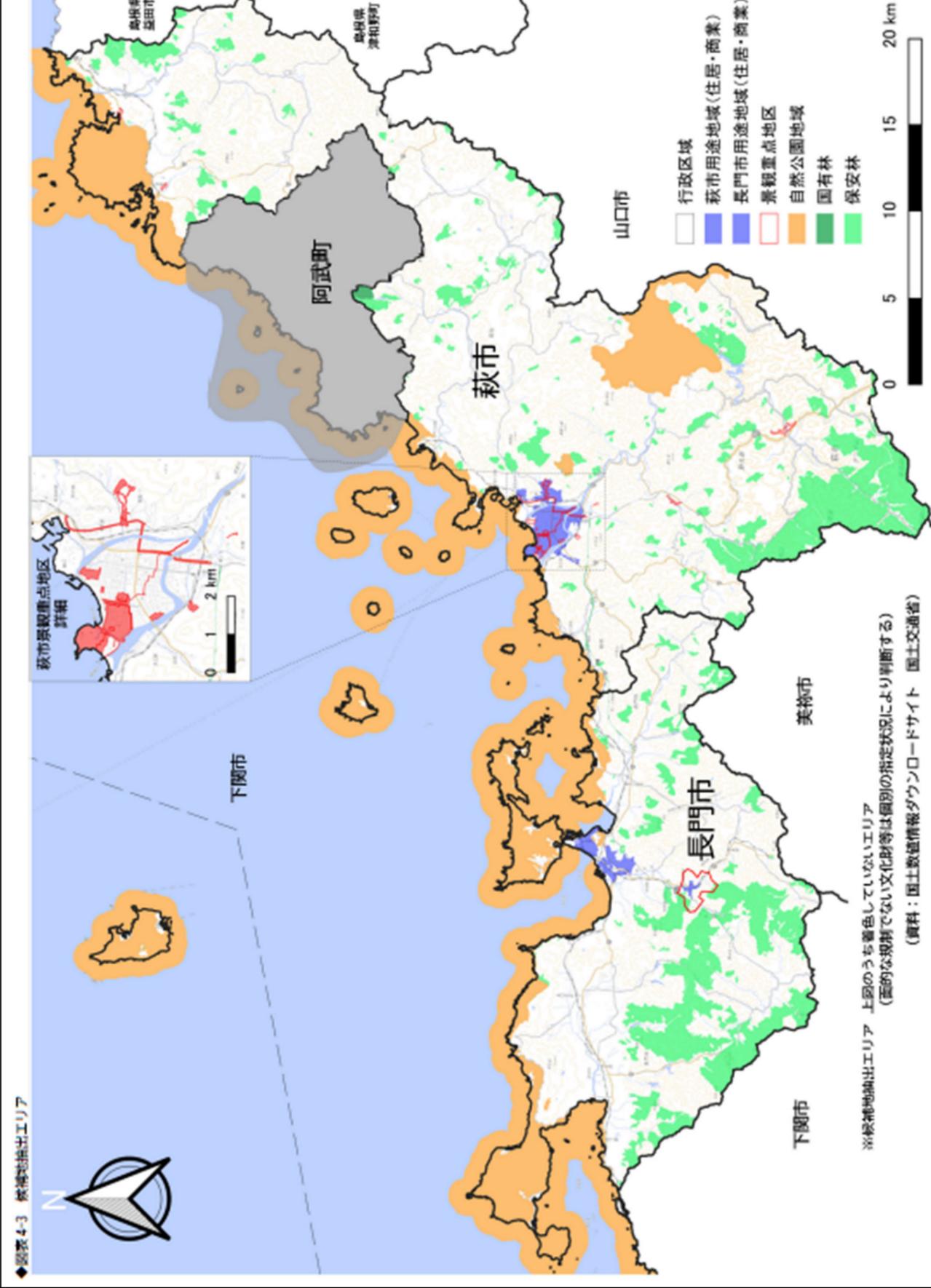
◆図表 4-2 計画施設の立地に適さない地域

地域等	計画施設の立地に適さない地域とした理由	根拠法律等
市街化区域 (工業地域, 準工業地域及び工業専用地域を除く)	住居地域等は、直接生活を行う場である。用途地域は、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められており、特に、本施設の立地に関しては、周囲に与える影響が大きい。 工業関連の地域以外の地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	都市計画法
景観重点地区	萩市、長門市では、景観法に基づく景観計画を策定している。景観計画区域のうち、優れた景観を形成すべき地域については、重点的に景観誘導を図るため、「重点景観計画区域」に定めている。 景観法に基づく景観重点地区は、計画施設の立地に適さない地域とする。	景観法
保安林地域 (国有林を含む)	森林関連の法令では、水源涵養や土砂流出防備の目的で保安林地域が定められている。候補地が指定地域である場合、代替施設の設置により指定地域を解除可能であるが、防災面等から地域住民の理解が得られにくい。 保安林地域は、計画施設の立地に適さない地域とする。	森林法
自然公園	自然公園地域は、優れた自然の風景地を保護することを目的として指定される地域である。 自然公園は、計画施設の立地に適さない地域とする。	自然公園法
指定文化財等	文化財は、わが国の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして保存・保護されている。 既知の指定地は、計画施設の立地に適さない地域とする。	文化財保護法
水道水源	上水道等は、住民の日常生活になくてはならないインフラであり、その水源は常に保全されることが求められる。 水道水源の付近、上流側は、最終処分場の立地に適さない地域とする。	-

◆図表 4-3 候補地抽出エリア



旧(第1回委員会)



## (2) 抽出条件の考え方

## ① 確保する敷地面積

不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場は、基本構想において対象とするごみ種類や処理量により必要となる機器配置等を行い、必要となる有効敷地面積を設定する。この検討結果を踏まえ、『有効敷地面積（基本構想による）を確保できる候補地』を抽出する。

なお、用地としては、必要に応じて洪水調整池や、残置森林等（開発する山林の25%以上）の配置を考慮する。

## ② 環境保全

不燃・粗大ごみ等処理施設は破砕機などの機器、最終処分場では埋立作業を行う重機が騒音、振動の発生源となる。また、ごみ搬入車両等の通行において、学校や病院の付近は一定の配慮が不可欠である。

ここで示す抽出条件は、旧建設省の計画標準（案）を参考に、学校、病院等について配慮し、一定の離隔距離を確保するため、『施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。』とする。

なお、最終処分場において排水を行う場合は、下流側河川の利水（農業用水等）や河川水質、水量が設置後の環境保全に影響する。そのため、本用地選定では、下流側河川の利水、河川水質、水量は、抽出後の候補地評価の項目として位置づける。

## ◆離隔距離300mについて

ごみ処理施設は、都市計画法に基づく都市施設（供給処理施設）と位置付けられ、施設を設置する範囲は、法に基づき都市計画決定を行うものとされている。

供給処理施設は、特に立地による影響が大きいことから、土地利用計画との整合や周辺環境への配慮が必要で、昭和35年に建設省通達に基づき都市計画決定の際の技術的計画標準（案）が示されている。なお、本通達は平成12年地方分権一括法施行に伴い廃止されている。

## ■計画標準（案）建設省 昭和35年

## ◇施設の位置についての留意点（抜粋）

- ・市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと。
- ・付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。

近年建設されるごみ処理施設では、防音対策などの技術が大幅に進歩しており、100m程度の離隔距離でも環境基準値を達成できる。このため、都市環境の実情に即した柔軟な施設配置が可能となっている。こうした状況を踏まえ、施設の立地条件に関しては、従来の「市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと」という基準は採用せず、より現実的で合理的な基準として、学校・病院・住宅群などへの影響を最小限に抑えるための『施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと』を条件とする。

## (2) 抽出条件の考え方

## ① 確保する敷地面積

不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場は、基本構想において対象とするごみ種類や処理量により必要となる機器配置等を行い、必要となる有効敷地面積を設定する。この検討結果を踏まえ、『有効敷地面積（基本構想による）を確保できる候補地』を抽出する。

なお、用地としては、必要に応じて洪水調整池や、残置森林等（開発する山林の25%以上）の配置を考慮する。

## ② 環境保全

不燃・粗大ごみ等処理施設は破砕機などの機器、最終処分場では埋立作業を行う重機が騒音、振動の発生源となる。また、ごみ搬入車両等の通行において、学校や病院の付近は一定の配慮が不可欠である。

以上を踏まえ、一定の離隔距離を確保するため、『施設から300m以内に学校・病院・住宅群がないこと。』とする。

なお、最終処分場において排水を行う場合は、下流側河川の利水（農業用水等）や河川水質、水量が設置後の環境保全に影響する。そのため、本用地選定では、下流側河川の利水、河川水質、水量は、抽出後の候補地評価の項目として位置づける。

## ◆離隔距離300mについて

ごみ処理施設は、都市計画法に基づく都市施設（供給処理施設）と位置付けられ、施設を設置する範囲は、法に基づき都市計画決定を行うものとされている。

供給処理施設は、特に立地による影響が大きいことから、土地利用計画との整合や周辺環境への配慮が必要で、昭和35年に建設省通達に基づき都市計画決定の際の技術的計画標準（案）が示されている。なお、本通達は平成12年地方分権一括法施行に伴い廃止されている。

ここで示す抽出条件は、以下に示される離隔距離のうち、特に配慮が必要な学校、病院等について採用したものである。

## ■計画標準（案）建設省 昭和35年

## ◇施設の位置についての留意点（抜粋）

- ・市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと。
- ・付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。

## ③ 防災

防災面に関しては、不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場とも耐震対策を講じた施設を計画・設計する。しかし、活断層の直上は、地形の変化が大きく対策は困難である。そのため、抽出条件として、『既知の断層の直上でないこと。』とする。

③ 防災

防災面に関しては、不燃・粗大ごみ等処理施設、最終処分場とも耐震対策を講じた施設を計画・設計する。しかし、活断層の直上は、地形の変化が大きく対策は困難である。そのため、抽出条件として、『既知の断層の直上でないこと。』とする。

◆図表 4-8 既知の断層の位置

断層名	断層長	地震規模	破砕帯片側幅
渋木断層	15.0 km	6.8M	53m
萩北断層	14.6 km	6.8M	51m
オウケ峠断層	16.8 km	6.9M	60m
徳佐-地福断層	25.1 km	7.2M	95m
奈古断層	13.0 km	6.7M	45m
三ヶ岳東方断層	9.0 km	6.4M	29m



(資料:「萩市地域防災計画 震災対策編」、平成 26 年度、「ゆれやすさマップ」萩市 HP)  
(資料:「山口県の地震活動の特徴」政府地震調査研究推進本部)

◆主要な断層とその他の断層について

山口県地域防災計画において示される主要な断層は、山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70~80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」などや、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないとして県内で確認されている主な活断層のうち、菊川断層帯、大原湖断層などとされている。その他の断層についても局所的に大きな揺れと被害を生じるとして示されている。

◆既知の断層の影響範囲について

断層が直下に位置する場合、「地盤のずれ」により施設が損傷するなど、重大な災害を生じるおそれがあることから、候補地として不適であるとした。加えて、断層付近では、断層運動に伴い、せん断面(断層がずれる面)に従って破砕帯が形成される。破砕帯は、細粒・未固結の物質から構成される幅を持った範囲であり、施設の立地については、活断層直上と同様に不適であると考えられる。

破砕帯の幅は、OGATA (1976) により 1700ヶ所の断層資料より断層の長さ(メートル)と破砕帯の幅との関係が明らかにされている。さらに、金折 (2001) は、断層の長さ(メートル)と破砕帯の幅の関係式を右のように示している。

断層の長さは 15~25 km とされている。よって、断層中央から両側 50~100m 程度の範囲は破砕帯として断層の直上と同等とする。

$$T = 0.83 \times 10^{-3} \times L^{1.15}$$

ここで、  
T: 破砕帯片側幅 (m)  
L: 断層の長さ (m)

◆図表 4-8 既知の断層の位置

断層名	断層長	地震規模	破砕帯片側幅
渋木断層	15.0 km	6.8M	53m
萩北断層	14.6 km	6.8M	51m
オウケ峠断層	16.8 km	6.9M	60m
徳佐-地福断層	25.1 km	7.2M	95m



(資料:山口県地域防災計画 震災対策編 令和 5 年度 山口県防災会議)

◆主要な断層とその他の断層について

山口県地域防災計画において示される主要な断層は、山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70~80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」などや、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないとして県内で確認されている主な活断層のうち、菊川断層帯、大原湖断層などとされている。その他の断層についても局所的に大きな揺れと被害を生じるとして示されている。

◆既知の断層の影響範囲について

断層が直下に位置する場合、「地盤のずれ」により施設が損傷するなど、重大な災害を生じるおそれがあることから、候補地として不適であるとした。加えて、断層付近では、断層運動に伴い、せん断面(断層がずれる面)に従って破砕帯が形成される。破砕帯は、細粒・未固結の物質から構成される幅を持った範囲であり、施設の立地については、活断層直上と同様に不適であると考えられる。

破砕帯の幅は、OGATA (1976) により 1700ヶ所の断層資料より断層の長さ(メートル)と破砕帯の幅との関係が明らかにされている。さらに、金折 (2001) は、断層の長さ(メートル)と破砕帯の幅の関係式を右のように示している。

断層の長さは 15~25 km とされている。よって、断層中央から両側 50~100m 程度の範囲は破砕帯として断層の直上と同等とする。

$$T = 0.83 \times 10^{-3} \times L^{1.15}$$

ここで、  
T: 破砕帯片側幅 (m)  
L: 断層の長さ (m)